



一般社団法人セーフインターネット協会

Safer Internet Association

「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」および
「誹謗中傷ホットライン」について

検討会設置趣旨と開催状況

- 発信者情報の開示に関して、対応に苦慮している**プロバイダからの相談**に応じる。
- 誹謗中傷に晒されている**被害者からの連絡**を受け、コンテンツ提供事業者に、各社の利用規約に基づき削除等の対応を促す通知を行う。

双方の側面から、適正で迅速な削除や任意開示の促進に寄与していくことを目的として、運用基準などについて議論するべく「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」を2020年7月に設置。

これまで計4回（2020年7月、8月、11月、2021年1月）開催し、課題の共有やSIAが担うべき役割の議論を実施。

構成員（敬称略）

■ 座長

宍戸 常寿

東京大学大学院法学政治学研究科 教授

■ 委員

清水 陽平

法律事務所アルシエン 弁護士

曾我部 真裕

京都大学大学院法学研究科 教授

長瀬 貴志

山崎法律事務所 弁護士

丸橋 透

明治大学法学部 教授

森 亮二

弁護士法人英知法律事務所 弁護士

■ オブザーバー

総務省消費者行政第二課

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人電気通信事業者協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

■ 事務局：一般社団法人セーフインターネット協会

検討事項

- 任意開示促進に向けて方針策定
 - 任意開示の必要性、および現状の対応状況と課題の整理
 - 権利侵害の明白性の判断の困難性
 - プロバイダの開示判断に資する方針策定の意義（現行のプロ責法ガイドラインとの関係性）

- プロバイダ向け民間相談機関について
 - 民間相談機関として求められる役割
 - 設置にあたっての課題の整理



- 権利侵害の明白性判断の参考となるガイドライン（指針）
- ガイドライン（指針）等に関するプロバイダ向けの相談窓口について、本年春からの運用開始に向けて検討中

誹謗中傷ホットライン

新型コロナウイルス感染者及びそのご家族に対する心無い投稿や、医療従事者及びそのご家族に対する差別的な投稿など、新型コロナウイルスに関連する誹謗中傷被害にお困りの方もお気軽にご相談ください。

ネットの誹謗中傷

の被害にあわれたら

一人で悩まず
以下の対応を検討してみませんか？



- ネット上で誹謗中傷に晒されている被害者からの連絡を受け、コンテンツ提供事業者に、各社の利用規約に基づき削除等の対応を促す通知を行う
- 立場の弱い私人や個人商店等が対象
- 被害者が児童/生徒の場合には、保護者や学校関係者からの連絡も受け付ける
- 2020年6月29日運用開始
- コロナ罹患者に対する情報も対象



誹謗中傷ホットラインへの相談



誹謗中傷ホットラインがあなたに代わって
投稿の削除を依頼します。

[誹謗中傷ホットラインに相談する▶](#)

※相談前に、「相談にあたって」「FAQ」を一読ください。

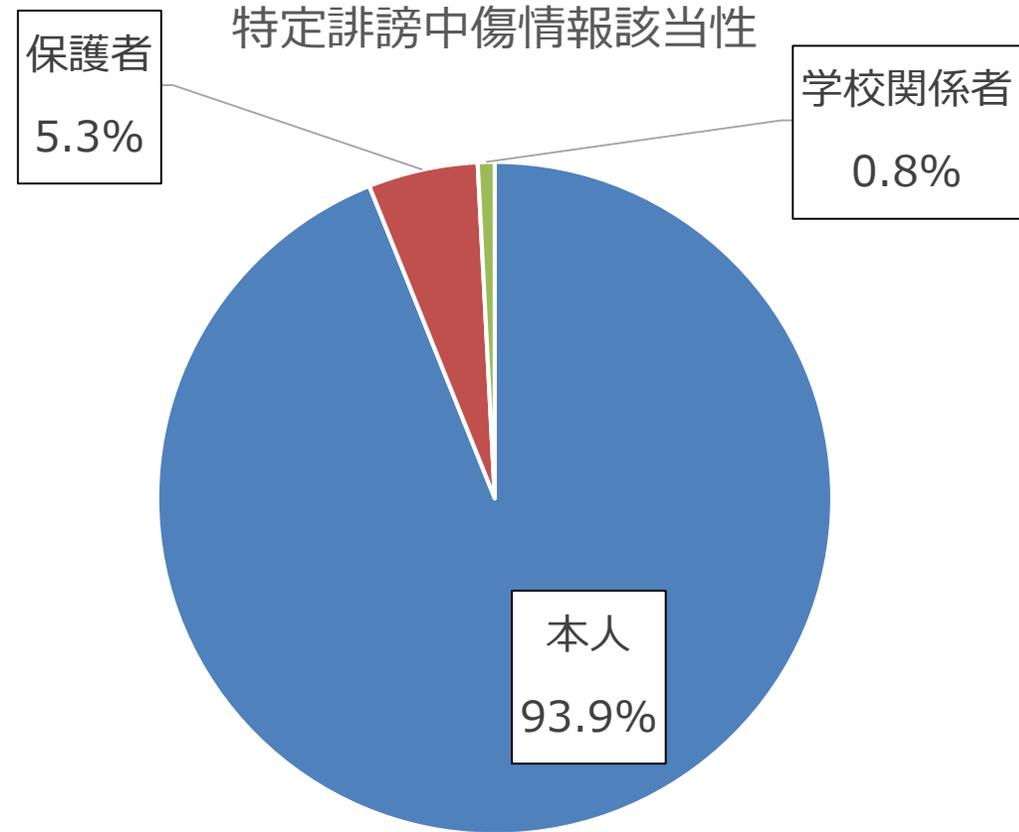
連絡件数

◆件数
1,237件

◆人数
697名

◆属性
本人
保護者
学校関係者

1,162件 (651名)
65件 (38名)
10件 (8名)



集計期間：2020年6月29日～2020年12月31日

該当性判断

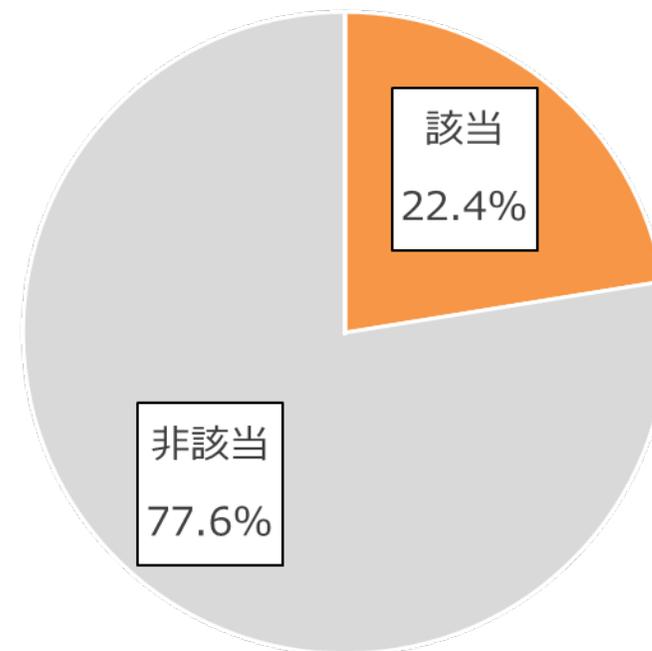
◆ 該当 293件
 ◆ 非該当 944件

※内容重複を含む

主な非該当理由（※複数該当を含む）

実在の個人が特定できない（ハンドルネーム等で実在の個人が特定できない等）	361件	38.2%
公共公益目的でないことが明らかとはいえない	75件	7.9%
社会的評価が低下する内容や侮辱的な内容とはいえない	72件	7.6%
内容不明（相談者指定の投稿を特定できない等）	193件	20.4%
その他（被害者本人ではない、企業からの相談、重複する相談等）	243件	25.7%

特定誹謗中傷情報該当性



集計期間：2020年6月29日～2020年12月31日

通知結果

◆ 該当

293件

◆ 通知数

973URL

◆ 削除確認

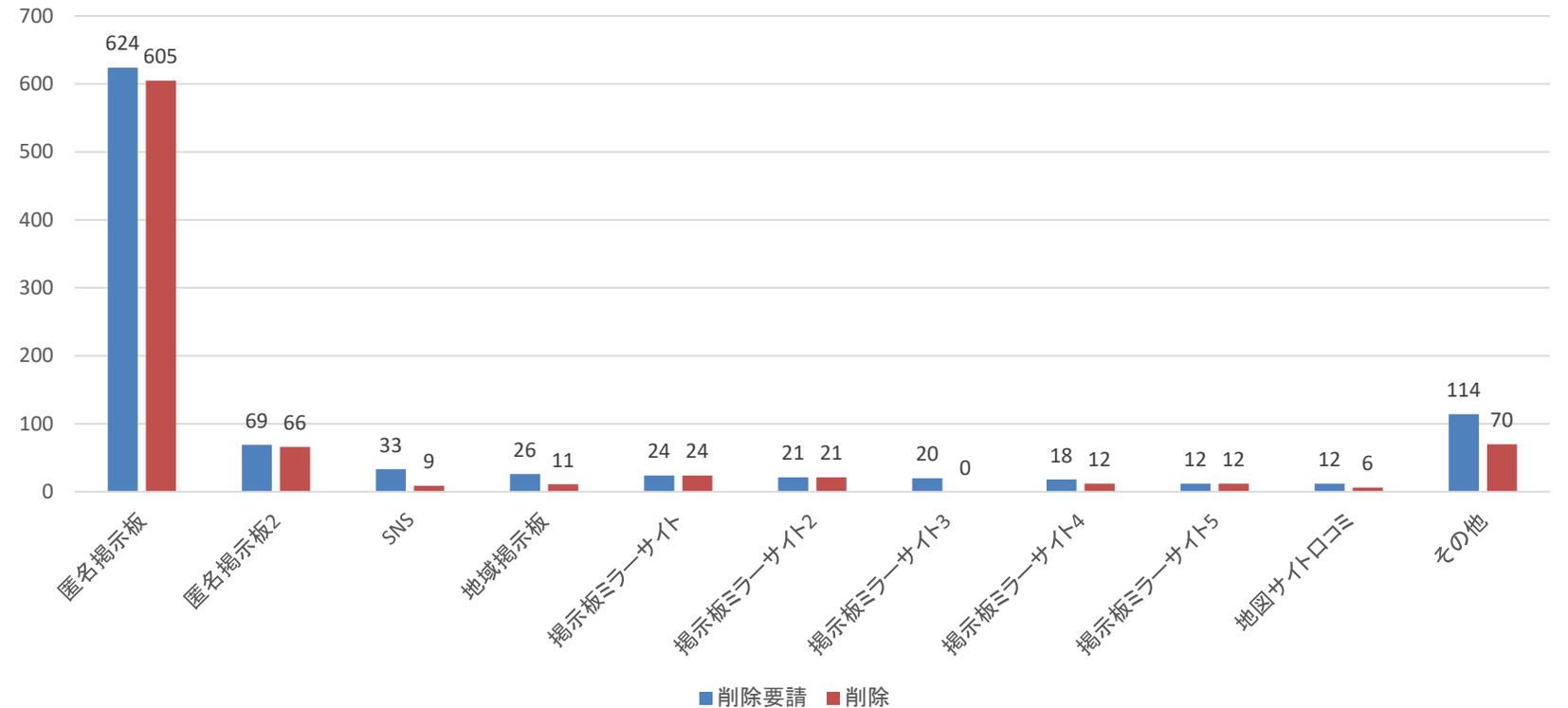
836URL

◆ 削除率

87.4%

※特定誹謗中傷情報該当性「該当」の数字と通知数が異なる理由は、「該当」案件1件につき複数の通知をする場合があるためです。

通知に対する削除状況



集計期間：2020年6月29日～2020年12月31日